



県内事業者の皆様へ

滋賀県の補助金を利用して若年層の人材確保・定着につなげませんか？

若年層等確保・定着支援補助金のご案内

若年層等確保・定着支援補助金とは、事業者の皆様が若年の従業員に対する人材確保および定着支援策として、①奨学金返還支援、②スキルアップ支援（1. 資格取得支援 2. 代替職員確保支援）の一方、または両方を実施することに対する滋賀県が行う補助金です。

奨学金返還支援(代理返還)制度

奨学金返還支援(代理返還)制度とは？

事業者が奨学金を返済している従業員に対し、手当等を支給することで奨学金返済を支援する社内制度のことです。滋賀県と（公財）滋賀県産業支援プラザはこの制度を導入する事業者をサポートする事業をスタートします。

制度導入のメリット

- ✓ **人材確保・定着**
新卒・既卒採用PR効果に加え、離職率の低減につながります
- ✓ **企業イメージの向上**
福利厚生充実による企業の魅力向上につながります
- ✓ **従業員のモチベーション向上**
従業員の経済的・精神的な負担軽減により、仕事に打ち込みやすい環境も充実することからモチベーションの向上が期待できます
- ✓ **スキルアップ支援制度との併用**
資格取得や代替職員確保とセットにすることで、より人材育成に積極的な支援を示せます
- ✓ **企業の認知度アップ**
日本学生支援機構や滋賀県のホームページに企業名や支援内容が掲載されます

【補助対象企業】

- ・滋賀県内に事業所があり、従業員への奨学金返済支援制度を設けている企業
- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という）、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等で、「三方よし宣言」を行い、自社の採用・育成方針等を社内外に対して発信している企業

支援対象者

補助対象企業に勤め、次の要件を全て満たす者

- ・雇用期間の定めのない従業員であること
- ・補助金の交付を受けようとする県の会計年度の末日において35歳以下であること
- ・県内の事業所等に勤務していること
- ・補助対象期間の末日（3月31日）時点において申請時と同じ補助金対象企業者に雇用されていること
- ・補助対象事業者が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む）である場合においては、当該個人事業主とその親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が支援対象従業員以外の従業員と同様であると認められる者を除く
- ・役員等、事業主と利益を同一にする地位にないこと
- ・令和7年4月1日以降、かつ支援制度設置後に雇用されていること。ただし、支援制度を設置した会計年度に限り、同年度の4月1日以降に採用した従業員についても、遡って支援対象従業員とすることができる
- ・申請日において、奨学金を返済中であるか、申請日の属する年度から返還開始予定であること
- ・本補助金以外に県の財源による奨学金返済支援の支給を受けていないこと

補助額

- ・企業が支援対象従業員に対して奨学金返還支援のために支援対象従業員本人に対して直接支払った手当等および代理返済に要する経費の1/2を補助
- ・従業員一人当たりの補助金交付上限額は9万円/年（1社あたり5人を上限）

● **支援対象期間** 従業員1人につき最大5年間

● **申請受付期限** 令和7年5月30日（金）～12月26日（金）※予算上限に達するまで

● **申請方法** 詳細は、滋賀県産業支援プラザホームページをご覧ください。
<https://www.shigaplaza.or.jp/service/types/>



スキルアップ支援制度

スキルアップ支援制度とは

企業内におけるDXやGXを推進することを目的として、中小企業が従業員のスキルアップの取組に対し支給する手当を補助する資格取得支援（下記 補助額1）と、企業の「人への投資」や人材育成に向けた取組の一環として、従業員が職務（有給の自己啓発休暇・サバティカル休暇等を含む）として研修活動等に参加する際、代替職員の確保に要する費用を補助する代替職員確保支援（下記 補助額2）の二つがあります。

制度導入のメリット

- ✓ **人材確保・定着**
今後企業にとって必要不可欠であるDX・GX人材の育成、モチベーションの向上による離職率の低減につながります
- ✓ **業務の効率(IT化による人材不足の解消)**
ITの伸展AI(人工知能)の導入は今後企業の事務部門においては不可欠であり、導入により大幅な業務の効率(IT化)により人材不足の解消が期待できます
- ✓ **企業イメージの向上**
社会的課題であるSDGs関連知識・スキルを有する人材の養成により企業イメージの向上につながります
- ✓ **従業員モチベーションの向上**
企業としてDX・GXという未来志向に立った課題に取り組むことで、従業員の意識も高まりモチベーションの向上につながります

【補助対象企業】

- ・滋賀県内に事業所がある企業
- ・中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という)、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等で、「三方よし宣言」を行い、自社の採用・育成方針等を社内外に対して発信している企業

●支援対象期間

スキルアップの取組を実施した令和7年度の3月31日まで

●申請受付期限

令和7年5月30日(金)～12月26日(金)※予算上限に達するまで

●申請方法

詳細は、滋賀県産業支援プラザホームページをご覧ください。

<https://www.shigaplaza.or.jp/service/ypes/>

支援対象者

補助対象企業に勤め、次の要件を全て満たす者

- ・雇用期間の定めのない従業員であること
- ・補助金の交付を受けようとする県の会計年度の末日において35歳以下であること
- ・県内の事業所等に勤務していること
- ・補助対象期間の末日(3月31日)時点において申請時と同じ補助金対象企業に雇用されていること
- ・補助対象事業者が個人事業主(実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む)である場合においては、当該個人事業主とその親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が支援対象従業員以外の従業員と同様であると認められる者を除く
- ・役員等、事業主と利益を同一にする地位にないこと

補助額

(1・2を併せて上限20万円)

1. 資格取得支援

企業内におけるDXやGXを推進することを目的として、中小企業が従業員の資格取得にかかる奨励金等(一時金および例月支出する資格手当等)で取り組みを実施した当該年度の3月31日までに支出した費用の1/2の額(※取得のための経費は除く)

2. 代替職員確保支援

企業の「人への投資」や人材育成に向けた取組の一環として、支援事業対象従業員が職務として、または有給の特別休暇(自己啓発休暇・サバティカル休暇等)を取得して研修活動等に参加する際に企業が負担する以下の費用の1/2の額

- (1) 代替職員の新規確保に要する賃金・通勤手当・社会保険料・派遣経費
- (2) 支援対象従業員の周辺職員に対する応援手当

※業務を実施するために法令上必須である各種資格等の取得・更新や適性検査の受検、通常の事業活動として行われる研修に関する経費は補助対象外



お問い合わせ先

補助金に関するお問い合わせ

(公財) 滋賀県産業支援プラザ 情報企画課 担当

TEL:077-511-1411

